判定した割合が１００分の８０を超えた場合の正当な理由の例示

(1)　居宅介護支援事業所の通常の事業の実施地域に、特定事業所集中減算の対象となるサービス事業所がサービスごとでみた場合に、５事業所未満である場合

（例）訪問介護事業所として４事業所、通所介護事業所として１０事業所が所在する地域の場合

→紹介率最高法人である訪問介護事業者に対して減算は適用されないが、紹介率最高法人である通所介護事業者に対して減算は適用される。

(2)　判定期間の１月当たりの平均居宅サービス計画件数が２０件以下である場合

(3)　判定期間の１月当たりの居宅サービス計画のうち、それぞれのサービスが位置付けられた計画件数が１月当たり平均１０件以下であるなど、サービスの利用が少数である場合

（例）訪問介護が位置付けられた計画件数が１月当たり平均５件、通所介護が位置付けられた計画件数が１月当たり平均２０件の場合

→紹介率最高法人である訪問介護事業者に対して減算は適用されないが、紹介率最高法人である通所介護事業者に対して減算は適用される。

(4) サービスの質が高いことによる利用者の希望を勘案した場合などにより特定の事業所に集中していると認められる場合

・別添２の「理由書の提出を受ける場合における利用者への説明方法について」に基づき、利用者が希望するサービス、地域等に合致した事業所について、比較検討ができるよう複数の事業所を提示し、それぞれの地理環境、特筆すべきサービス事業の内容を説明した上で、サービスの質が高いこと等による利用者の希望及び当該事業所を選択した理由の確認を文書で得ている場合

 (5)　その他正当な理由と市町村が認めた場合

　新型コロナウイルス感染症の影響により、ケアプラン上に位置づけられた介護サービス事業所によるサービス内容が休止又は変更されたり、当該事業所の利用に対して利用者からの懸念があること等により、利用者のサービス変更を行う必要があったりすることで、やむを得ず一時的に特定の事業所にサービスが集中せざるを得ない場合

※　事業所において記載された理由が正当な理由に該当するかどうかは、高槻市において適正に判断します。

※　理由書を作成した場合は、チェックリストと同様に事業所において２年間保存をお願いします。